

現場代理人の常駐義務緩和事務取扱内規

(趣旨)

第1条 奈良市契約規則別記2工事請負契約書(以下「契約書」という。)第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務緩和についての取扱いを定めるものとする。

(常駐の取扱い)

第2条 契約締結後、次に掲げる期間においては、現場代理人の常駐義務を緩和することができる。

- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行なわれていない期間

(兼任の取扱条件)

第3条 次に掲げる条件をすべて満たす工事については、2工事の兼任を認めることができる。

- (1) 兼任しようとする2工事のいずれもが平成23年4月25日以後の本市発注工事であること。
- (2) 現場代理人が、工事期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- (3) いずれの工事も請負金額500万円未満の工事であること。
- (4) 兼任する工事現場の距離が15km以内であること。

(兼任の申請)

第4条 兼任配置をしようとする場合は、新たに契約を締結するときに現場代理人兼任配置届(別記様式)を各工事担当課に提出しなければならない。

(兼任の取扱い)

第5条 兼任の現場代理人は作業期間中、2工事の現場の間の移動中及び第2条に定める期間を除き、2工事の現場を同時に不在とすることはできない。

2 前条の申請により兼任配置とした2工事が、設計変更等により第3条第1項第3号の条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取扱いを適用する。

3 兼任配置とした2工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合は兼任配置を解除する。

(兼任を認めない場合)

第6条 災害復旧工事等の緊急性を伴う工事等で、兼任することが適当でないと判断される場合は、常駐義務の緩和を行わないものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年11月2日から施行する。

(別記様式)

現場代理人兼任配置届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

所在地

受注者 名称

氏名

奈良市公共工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置により、次の工事について現場代理人の兼任配置をすることにしましたので届け出ます。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任解除の指示に従い、各工事に専任の現場代理人を常駐させます。

現場代理人氏名		連絡先	
施工中 の工事	工事名称		
	工期 (契約期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	工事主管課	監督員	
新規請 負工事	工事名称		
	工期 (契約期間)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	工事主管課	監督員	